

利用料

(1) 利用料 (月額)

令和元年 10 月 1 日現在

階層	対象収入による階層区分	生活費 (円)	事務費 (円)	合計 (円)
1	1,500,000 円以下	55,280	10,000	65,280
2	1,500,001 円 ~ 1,600,000 円	55,280	13,100	68,380
3	1,600,001 円 ~ 1,700,000 円	55,280	16,200	71,480
4	1,700,001 円 ~ 1,800,000 円	55,280	19,200	74,480
5	1,800,001 円 ~ 1,900,000 円	55,280	22,300	77,580
6	1,900,001 円 ~ 2,000,000 円	55,280	25,300	80,580
7	2,000,001 円 ~ 2,100,000 円	55,280	30,300	85,580
8	2,100,001 円 ~ 2,200,000 円	55,280	35,500	90,780
9	2,200,001 円 ~ 2,300,000 円	55,280	40,500	95,780
1 0	2,300,001 円 ~ 2,400,000 円	55,280	45,600	100,880
1 1	2,400,001 円 ~ 2,500,000 円	55,280	50,700	105,980
1 2	2,500,001 円 ~ 2,600,000 円	55,280	57,800	113,080
1 3	2,600,001 円 ~ 2,700,000 円	55,280	65,000	120,280
1 4	2,700,001 円 ~ 2,800,000 円	55,280	72,000	127,280
1 5	2,800,001 円 ~ 2,900,000 円	55,280	79,100	134,380
1 6	2,900,001 円 ~ 3,000,000 円	55,280	86,300	141,580
1 7	3,000,001 円 ~ 3,100,000 円	55,280	94,400	149,680
1 8	3,100,001 円 ~ 3,200,000 円	55,280	102,500	157,780
1 9	3,200,001 円 ~ 3,300,000 円	55,280	110,600	165,880
2 0	3,300,001 円 ~ 3,400,000 円	55,280	115,700	170,980
2 1	3,400,001 円以上	55,280	115,700	170,980

※ この表における「対象収入」とは前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く）から、租税・社会保険料・医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。

※ 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合それぞれの事務費から30%減額した額とします。